

# 岡山県立岡山操山中学校 いじめ防止基本方針

令和6年度

## いじめに関する現状と課題

本校生徒たちは、日頃から適切な関わり方を意識した生活をしているが、時として発生するいじめのタイプの多くは、遊び型いじめである。この遊び型いじめの加害経験を有する生徒は、いじめているという認識が甘く、自分の行為の規範的位置付けを明確に把握していないことがいじめ行為の根底にあると思われる。いじめの背景として「思いやりに欠ける言動」が見られることが多い。例としては、「自分の考えを主張するあまり、相手の気持ちを考えるまでに至らず、他に対して配慮しない言い方や振る舞いをしてしまう」『様々な不安感をつのらせ、自己防衛の意識を必要以上に高めてしまい、時として相手を攻撃するような言動に至ってしまう』「コミュニケーションの不足により、相手の痛みや苦しみを理解できない」などがある。またこの遊び型いじめは、被害経験者の中には「いじめではない」と考える傾向がある。道徳科を要としながら、生徒の人権意識を高める取組を強化し、いじめに対する正しい理解を進める必要がある。他にもSNS等による表面化しにくいいじめが存在することが懸念されることから、未然防止に向け、生徒・保護者への情報モラルの啓発を継続する必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有化し、今後の対応について検討を行う。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関と連携に努める。また、取り組みの評価を学校評価の評価項目に位置付け、評価する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）この考えのもと、いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の問題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため共通の認識と情報の共有を図る。

全ての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性の伸長を図る。

人権教育・道徳教育を一層推進するとともに、体験活動を充実させ、生徒が他人の心情を考えた言動をとれるような態度を図る。

様々な理由により、特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行っていく。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・PTA総会や学校説明会などで、いじめに対する学校の指導方針を保護者に提示し、また、未然防止や早期発見のため協力を依頼する。
- ・いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者対象の研修会やHP、指導課通信・学年通信・学級通信などによる、啓発活動を積極的に行う。
- ・学年・学級懇談会などの、意見交換する場を設ける。
- ・SNS等やインターネット上のいじめ防止について保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### <対策委員会の役割>

いじめ防止基本方針・年間指導計画の作成、未然防止・早期発見の取組・情報収集、重大事案への対応・対処・関係機関との連携

##### <対策委員会の開催時期>

・年3回(毎学期)、必要があれば適宜開催

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

・職員会議や朝礼・終礼などを利用して行う。

##### <構成メンバー>

・校外  
SC、PTA副会長、SSW

##### ・校内

校長、副校長、主幹教諭、総務課長、教務課長、指導課長、各学年主任、道徳教育推進教師、各係(人権教育・教育相談・特別支援教育)、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

・岡山県教育委員会(岡山県いじめ問題対策専門委員会)

#### <連携の内容>

・関係機関との調整  
・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

#### <学校の窓口>

・副校長

#### <連携機関名>

・各警察署、岡山市子ども総合相談所

#### <連携の内容>

・学校だけで対応できない時の介入

・定期的な情報交換

#### <学校の窓口>

・指導課長

#### <連携機関名>

・医療機関、SC、SSW

#### <連携の内容>

・専門的な治療・指導助言・相談

#### <学校の窓口>

・副校長、指導課長

## 学校が実施する取組

|               |  |
|---------------|--|
| ①<br>いじめの未然防止 | <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめに対する考えを深める道徳、ピア・サポートや仲間づくりの学活・特別活動を通して、生徒にとって安心・安全な環境づくりに努め、人権意識の高い集団を育成する。</li><li>・人権意識の欠けた言葉遣いへの指導を行うなど、相手を意識した言葉遣いができる集団を育成する。</li><li>・「自己決定ができる」「自己有用感を持てる」「共感的人間関係を築ける」授業を展開するとともに、「楽しい授業」「わかる授業」や互いの授業を参観し合う公開授業を通して、生徒たちの学び合いを保障する。</li><li>・生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために集団の中ですべての生徒が役割を担うことができるように配慮するとともに、集団への所属意識と共同作業を通じて、達成感を共有できるような特別活動等が充実したクラス経営を行う。</li><li>・日常の教育活動を通して、「思いやり」や「生命・人権」を大切にする指導を行う。</li><li>・ピア・サポートの中でソーシャルスキルトレーニングを活用するなど、コミュニケーション能力や対人関係能力を養い、社会性を育む取組を充実させる。</li><li>・個人情報保護セキュリティ対策について、学校として体制を作る。</li><li>・ICT機器を扱う技能の習得に合わせて情報モラル教育の充実を図り、SNSなどオンライン上での誹謗中傷をしたり、それをアップしたり拡散したりすることがないように指導を定期的に行う。</li><li>・各種通信による啓発活動を行う。</li></ul>                          |
| ②<br>早期発見     | <ul style="list-style-type: none"><li>・「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という基本理念に基づき、教員による日々の観察を丁寧に行う。「生徒がいる所には、必ず教員がいる」ことを心掛けることによって、小さな変化を見逃さないようにする。</li><li>・いじめをより積極的に認知し、100%の解消をめざし、組織的に徹底して解消に取り組む。</li><li>・毎日の健康観察など、小さな変化があった場合、変化の記録を5W1Hで書き残しておく。</li><li>・生徒がSTANDBYを活用し、訴えを出しやすい環境をつくる。</li><li>・日頃から声かけなどを行い、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。</li><li>・生活ノートを通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にすることにより、連携・協力関係の構築をする。また、保健室との連携を強める。</li><li>・教育相談(年2回)を中心として、人権(いじめ)アンケート(年1回)やアセス(学期に1回)、心と体の健康チェック(月1回)等を行うことによって実態を把握する。</li><li>・生徒指導係会(週1回)で生徒の情報を共有する。</li><li>・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教員の意識向上と共通認識を図る。</li></ul>   |
| ③<br>いじめへの対処  | <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、事実関係をもとにいじめの有無の確認を行い、いじめ対策委員会を開催する。重大事態が発生した場合は、専門的知識及び経験を有する第三者により構成される組織で調査を行う。</li><li>・いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告し、適切な指導と支援を継続的に行う。</li><li>・いじめを受けた生徒に対しては、いじめられた苦痛を共感的に理解し、全力で守り抜くという態度で接する。</li><li>・いじめを行った生徒に対しては、自分が行った行為がいじめであると認識させ、いじめは決して許されないという毅然とした態度で接し、人権意識を持たせる。また、いじめている生徒の内面を理解するとともに、他人の痛みが分かるようにする指導を根気強く行う。</li><li>・周りでおもしろがっていたり、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする生徒に対しては、自分たちでいじめ問題を解決できる力を育ませることができるようにする。</li><li>・重大な事態として判断される場合や犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署と連携して対処するとともに、臨時的生徒集会や学年集会などを開く。</li><li>・いじめに対する指導の後も、いじめが継続していないか観察し、必要に応じて継続的に指導を続ける。いじめを受けた生徒についても心身の苦痛を感じていないかどうか、面談や普段の様子観察、生活ノートなどを通じて、意識して対応を続ける。</li></ul> |